

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 0 日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第 3 号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 6 年千葉市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項中「当分の間」を「令和 5 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。